

会津若松市冬季誘客助成金事業 要綱

(事業の目的)

第1条 会津若松観光ビューロー（以下「ビューロー」という）は、会津若松市を訪れる為の旅行送客を行う旅行会社に対し、その送客に対する費用の一部を助成することにより、会津若松市の観光資源を有効に活用した旅行商品を実現する本市観光の増加およびPRを推進し、観光客誘致の拡大と振興を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 旅行業法（昭和27年法律239号）第3条の規程に基づく登録を受けている旅行会社とし、第5条の助成内容を履行するものとする。

(観光関連施設)

第3条 当該助成金制度の対象となる観光関連施設等別表ならびに観光関連施設等名簿に記載された事業所とする。

(助成期間)

第4条 下記期間内に実施される旅行商品を対象とする。

平成30年11月26日（月）から平成31年3月18日（月）の期間とする。

2 旅行商品期間が該当設定期間を前後する場合には、設定期間内の送客に応じて助成する。

(助成内容)

第5条 会津若松市以外から送客利用される個人、又は団体を対象とし、旅行会社が造成する受注型及び募集型企画商品の送客実績に対して助成を行うものとする。

ただし、予算額に達した場合は本助成金事業を終了とする。

2 会津若松市内の宿泊施設へ1泊以上宿泊及び市内有料観光施設1箇所以上の利用とする。

3 会津若松市内の宿泊は伴わず、会津若松市内有料観光施設2箇所以上の利用とする。

4 実施期間内に、一事業所で複数の旅行商品を造成した場合は、その合計人数を実績として助成する。ただし、実績報告時の旅行商品名及びコース番号が申請時と異なる場合は対象外とする。

5 忘・新年会ならびに教育旅行（修学旅行・学習旅行等）を対象とした商品について除外する。

(助成額)

第6条 当該助成制度に関する助成金は、審査のうえ、予算の範囲内で交付するものとする。

2 助成金額については、下記のとおりとする。

①会津若松市内に1泊以上の宿泊をし、市内有料観光施設1箇所以上の訪問をする旅行商品・・・一人あたり1,000円を助成する。

②会津若松市内に宿泊を伴わず、市内の有料観光施設2箇所以上の訪問をする旅行商品・・・一人あたり500円を助成する。

3 助成対象人数については下記のとおりとする。

①募集型企画旅行商品は25名以上の団体とする。

②受注型企画旅行商品は20名以上の団体とする。

4 前項に規定する助成金の額を1事業所あたり1,000,000円の上限とする。

5 「取扱い観光関連施設」の基準については別表1に定める。

(申請書の様式等)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、助成交付申請書(様式第1号)に事業計画書、または、次に掲げる書類を必ず添えて、ビューロー理事長(以下「理事長」という)へ提出するものとする。

(1) 旅行行程表・計画書等

(2) 旅行パンフレット・チラシ等

2 旅行会社は、旅行商品が完成したときは、成果物(募集チラシ又は旅行パンフレット等)を速やかに提出するものとする。

(審査・交付決定)

第8条 理事長は、前条の助成金交付申請書に係る書類を審査し、相当と認めるときは交付決定通知書により、速やかに通知する。なお、助成金は実績報告書に基づき確定する。

(事業の中止等)

第9条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合又は事業を廃止する場合は、速やかに中止報告書(様式第2号)を提出し理事長の承認を受けなければならない。

ただし、理事長が定め軽妙な変更についてはこの限りではない。

2 申請後、複数の旅行商品造成をした場合は、事務局に速やかに連絡をするとともに助成金交付申請書(様式第1号)を第7条で提示した書類を添えて、新たに提出し承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第10条 助成金の交付決定を受けた者は、当該事業が完了したときにおいて速やかに実績報告書(様式第3号)および宿泊ならびに観光施設利用証明書(様式第4号)に添えて、事業完了の日から15日以内に提出するものとする。

2 ビューローは、実績報告書が提出され次第送客人数に応じて助成額を決定し申請者に対して通知する。

3 助成金の交付決定を受けた者は、助成額通知書を受け取った後、当該助成金に対する請求書（様式第5号）をもってビューローに請求する。

（助成金支払）

第11条 ビューローは、助成金の支払いにおいて実績報告書等により提出された送客人数等、内容を精査するとともに、結果、助成要件に満たすと認められたときには、申請者から請求書の提出を受け、15日以内に指定された口座に助成金を振り込むものとする。ただし、振込み手数料は、当該助成金額から差し引くものとする。

（附則）

この要綱に定めるもののほか、助成金の取扱いについて必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

（様式）

様式1 平成30年度会津若松市誘客助成金事業交付申請書

様式2 平成30年度会津若松市誘客助成金事業中止報告書

様式3 平成30年度会津若松市誘客助成金事業実績報告書

様式4 平成30年度会津若松市誘客助成金宿泊・施設利用証明書

様式5 平成30年度会津若松市誘客助成金事業請求書

【観光関連施設の基準について】

※会津若松市内にある観光関連施設等を対象とする。

※観光関連施設とは、宿泊施設や観光施設は勿論のこと、旅行エージェント取り扱いを行っており、地場産品および伝統工芸品等の購入ならびに郷土料理等を食することが出来る施設とする。

※同一観光関連施設内においては、複数の機能を有する施設があるが、助成制度対象はそれらの機能のうち一つを助成金利用対象とし、その他についてはこれを除外する。

※入場が無料の観光施設でも「食事」や「手作り体験」等（有料）を全員が利用した場合は、有料観光施設扱いとする。

※同一の宿泊施設を2泊以上利用する場合においては、助成金制度第5条に定められた条件をもって、その助成対象とすることができる（例～宿泊2日・有料観光施設2箇所以上訪問等、泊数と同じ数の有料観光施設訪問を条件とする）。

※宿泊施設において、食事のみ利用の場合でも有料観光施設扱いとする（有料入浴も同様）。

※当該助成金制度対象観光関連施設については別紙を参照。